

厚木市障害者地域生活サポート事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）（平成31年4月1日施行。以下「県要領」という。）に基づき、障害福祉施設等を障害者の地域生活を支える社会的な資源としてその活用を図り、障害者の地域生活移行を促進することを目的として実施する厚木市障害者地域生活サポート事業（以下「サポート事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。

2 市長は、事業を適切に実施できると神奈川県障害サービス課長が認めた社会福祉法人、公益法人、特定非営利活動法人等（以下「法人等」という。）に事業を行わせることができる。

(実施事業)

第3条 本市が実施するサポート事業は、県要領に規定する事業のうち、次に掲げるものとする。

(1) 地域生活移行促進事業のうち、次に掲げるもの

- ア グループホーム等地域生活移行推進事業
- イ 成人サービス移行促進事業

(2) 在宅支援事業のうち、次に掲げるもの

- ア 単独型短期入所促進事業
- イ 医療型短期入所利用促進事業
- ウ 医療的ケア訪問支援事業
- エ 在宅障害者緊急通報システム事業

(3) 地域社会参加支援事業のうち、次に掲げるもの

- ア 地域交流等支援事業
- イ 地域防災拠点事業

(4) 就労等支援事業のうち、通所体験事業

(5) 地域生活個別支援事業

- ア 生活環境改善支援事業
- イ 特別援護支援事業
- ウ 重度重複障害者個別支援事業
- エ 行動障害者支援事業
- オ 医療的ケア支援事業
- カ 遷延性意識障害者個別支援事業

2 サポート事業の内容は、県要領に定めるとおりとする。ただし、次の事業については、県要領に定めるもののほか、各号に定めるとおりとする。

(1) 前項第5号アに規定する生活環境改善支援事業は、施設から地域生活移行を予定している利用者に係る補助期間について、利用者1人当たり1年間を上限とする。

(2) 前項第4号に規定する通所体験事業の対象事業については、別表のとおりとする。また、利用者については、厚木市援護の在宅障害児者（グループホーム入居者を含む。）とし、特別支援学校等における生徒の実習については、直近の進路選択のため最終学年のみとする。

(事業の届出)

第4条 サポート事業を実施しようとする法人等は、県要領第5条に基づき、事業実施届を市長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 サポート事業を実施する法人等は、当該事業の変更、中止又は廃止をしたときは、県要領第6条に基づき、速やかに事業変更（中止・廃止）届を市長に提出しなければならない。

(実施状況の届出)

第6条 サポート事業を実施する法人等は、事業終了後、速やかに県要領第7条に基づき、事業実施状況届を市長に提出しなければならない。

(補助金)

第7条 サポート事業に係る市の補助については、厚木市障害者地域生活サポート事業補助金交付要綱に定めるところによる。

(記録の整備)

第8条 法人等は、サポート事業に係る職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第9条 法人等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 法人等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

対象事業
生活介護
自立訓練（機能訓練）
自立訓練（生活訓練）
就労移行支援
就労継続支援A型
就労継続支援B型